

【参考】

「新型インフルエンザ等対策室」の設置(平成21年7月13日)

- 新型インフルエンザその他国家の危機管理上の問題となりうる感染症の対策の推進に係る企画立案及び総合調整に関する事務を処理。
- 内閣官房に設置。

1. 構成

室長(内閣審議官)以下8名で発足。

(室員は、厚生労働省、経済産業省、総務省、農林水産省、国土交通省)

2. 主な業務

(1) 鳥インフルエンザ(H5N1)由来の新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の整備・強化

- ① 水際対策の体制整備
- ② 社会・経済機能維持のための条件整備
- ③ 国・自治体の体制整備 等

(2) 秋冬に予想される新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行への対応及び「新型インフルエンザ対策本部」の事務局の兼務

官房長官記者発表

平成21年7月6日(月)午前 (抜粋)

○新型インフルエンザ等対策室の設置について

次に、「新型インフルエンザ等対策室」の設置について申し上げます。今般の新型インフルエンザの経験を踏まえますと、強毒性の鳥インフルエンザ由来の、新たな新型インフルエンザの発生等に備え、対策を一層強化する必要があると考えられます。このために、関係省庁からスタッフを集め、7月13日付けで、内閣官房に専従の対策室を設置することといたしました。新型インフルエンザ対策につきましては、これまでも、内閣官房の各部門が、関係省庁との協力を行なってきましたが、その中核に専任の内閣審議官を長とする専従の室を据えることによって、体制を強化するものであります。対策室は、まず新たな新型インフルエンザの発生に備えた対策を集中的に推進するとともに、もう一点、この秋冬に予想されます今般の新型インフルエンザの流行に向けた対応を行なってまいると、ということであります。